

つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年2月13日（火）午後1時30分から午後2時5分まで

2. 開催場所 つくばみらい市役所 伊奈庁舎 3階 大会議室

3 出席者

農業委員（10人）

会 長	6番	中 山	雅 史
会長職務代理	2番	菊 地	典 夫
委 員	1番	萱 橋	敏 男
委 員	3番	中 山	茂
委 員	4番	中 山	一 徳
委 員	5番	海老原	茂
委 員	7番	仲 井	一 人
委 員	8番	文 藏	雄 嗣
委 員	9番	岡 野	幸 雄
委 員	10番	榎 田	実

農地利用最適化推進委員（10人）

委 員	大 山	謙 吉
委 員	飯 田	一 夫
委 員	澁 谷	正 信
委 員	文 隨	靖
委 員	中 島	一 郎
委 員	小 菅	庄 一
委 員	吉 田	義 博
委 員	山 中	正 市
委 員	瀬 川	仁
委 員	飯 泉	秀 夫

農業委員会事務局職員（2人）

事務局 長	千葉 裕康
事務局 長補佐	大久保慎太郎

4 欠席委員
なし

5. 傍聴者
なし

6. 議案

議案第1号	農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第2号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第3号	農地法第3条の規定による区分地上権設定の許可について
議案第4号	非農地証明発行可否について
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第6号	農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）
議案第7号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

報告事項

①農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について

7・会議の概要

1. 事務局（千葉事務局長）

定刻となりました。ただいまから令和6年2月のつくばみらい市農業委員会総会を開会します。

皆様にご覧がございませう。携帯電話は、電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

早速、総会の議事日程により進めさせていただきます。議事日程の2番「会長挨拶」中山会長よりご挨拶いただきます。中山会長よろしくお願ひいたします。

1. 議長（中山会長）

大変お忙しい中、2月の定例総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。今回の総会には、農地利用最適化推進委員の皆さんにも出席いただいております、重ねて御礼を申し上げます。

1月19日に茨城県農業会議の会長研修会及び茨城県農政活動推進本部第115回代議員総会が行われましたので、簡単に報告いたします。

会長研修会は、全国農業会議所の植田事務局長より、「農業を巡る情勢と農地利用の

最適化について」と題しての講演を受けました。

講演の内容は、営農型太陽光発電事業に係る不適切事案への厳格な対応をするように具体的な対応策を明示することや、地域計画策定に向けた取組状況等についてでした。

今後、農地関連制度の見直し等の情報がありましたら、皆さんに報告したいと思いません。

2つ目の農政活動推進本部代議員総会は、令和6年度事業計画が審議、決定されました。

以上が、茨城県農業会議の会長研修会及び茨城県農政活動推進本部代議員総会の報告になります。

最後になりますが、本日の総会は、議案7件と報告事項1件となっています。

皆様方の慎重な審議をお願いして、簡単ですが挨拶といたします。よろしくお願ひいたします。

1 事務局（千葉事務局長）

ありがとうございました。本日の出席委員は農業委員10名全員出席でございます。委員の出席人数が定足数に達していますので会議は成立しております。

また本日は、農地利用最適化推進委員の10名にも出席をいただいております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は中山会長にお願いいたします。

1 議長（中山会長）

それでは、暫時議事を進めてまいりますので、皆様方のご協力をよろしくお願ひします。

まず、議事日程の3番「議事録署名委員の選出」でございますが、私議長の方にご一任していただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

1 議長（中山会長）

ありがとうございます。異議なしの声がございましたので異議なしと認め、早速指名させていただきます。議事録署名委員は、10番榎田委員、1番萱橋委員の2名にお願いしたいと思います。書記は事務局でお願いします。

それでは、議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1 議長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。まず議案第1号受付番号1番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1 議長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1 議長（中山会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議長（中山会長）

続いて議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は5件となっております。3ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は、■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡の自作地、契約内容は贈与となっております。

続きまして受付番号3番、申請地は、■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■㎡の小作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号4番、申請地は、[]字[]番[]、地目は登記、現況とも田、面積は[]m²、[]字[]番[]、地目は登記、現況とも畑、面積は[]m²、合計2筆、[]m²の小作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号5番、申請地は、[]字[]番[]、地目は登記、現況とも田、面積は[]m²の小作地、契約内容は売買となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。

説明は以上です。

1. 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。1番萱橋委員よりお願いします。

1. 萱橋委員

2月5日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で文蔵委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は5ページになります。

申請地は、[]の南東側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約1,816アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻、麦を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも田、1筆、[]m²を規模拡大のため、農地中間管理機構が行う特例事業を利用し、売買により譲り受け、水稻を作付する予定です。

続きまして受付番号2番、地図は6ページになります。

申請地は、[]の南西側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約138アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも畑、1筆、[]m²を規模拡大のため贈与により譲り受け、野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号3番、地図は7ページになります。

申請地は、[]の南東側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約106アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は4名で、水稲、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも田、1筆、 m²で、現在も譲受人が小作地として水稲の作付けを行っている農地を売買により譲り受けるものです。

続きまして受付番号4番、地図は8ページになります。

申請地は、 の南西側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約76アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、水稲、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも田、1筆、 m²、登記、現況とも畑、1筆、 m²、合計2筆 m²で、現在も譲受人が小作地として水稲・野菜の作付けを行っている農地を売買により譲り受けるものです。

続きまして受付番号5番、地図は9ページになります。

申請地は、 の北西側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約102アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稲、麦、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも田、1筆、 m²で、現在も譲受人が小作地として水稲の作付けを行っている農地を売買により譲り受けるものです。

以上のことから、受付番号1番から5番については、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われまます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第2号受付番号1番についてご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1 議長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号2番についてご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1 議長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号3番についてご質問のある方は挙手願います。
(挙手なし)

1 議 長 (中山会長)

質問がないようですので、受付番号4番についてご質問のある方は挙手願います。
(挙手なし)

1 議 長 (中山会長)

質問がないようですので、受付番号5番についてご質問のある方は挙手願います。
(挙手なし)

1. 議 長 (中山会長)

質問がないようですので採決いたします。
議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

1. 議 長 (中山会長)

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長 (中山会長)

続いて、議案第3号「農地法第3条の規定による区分地上権設定の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局 (大久保事務局長補佐)

議案第3号「農地法第3条の規定による区分地上権設定の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第3条の規定による区分地上権設定の許可申請は1件となっております。10ページをご覧ください。

受付番号1番ですが、こちらは先程、議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」の受付番号1番で説明させていただきました案件になります。

申請地は、■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■m²でございます。

説明は以上です。

1. 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。8番文蔵委員より報告をお願いします。

1. 文蔵委員

2月5日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で報告したメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は11ページになります。

申請地は、XXXXXXXXXXの南西側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請者は、営農型太陽光発電設備の設置のために、20年間の区分地上権を設定するものであるため、許可しても差し支えないと思われま。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

ありがとうございます。現地確認及び書類審査の結果報告が終わりました。これより審議をいたします。議案第3号の受付番号1番についてご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第3号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議長（中山会長）

続いて、議案第4号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第4号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。今月の非農地証明願は1件となっております。12ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、■■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■㎡、■■■字■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡、合計2筆、■■■■㎡でございます。

説明は以上です。

1. 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思っております。3番中山茂委員よりお願いします。

1. 中山茂委員

2月5日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で文蔵委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は13ページになります。

申請地は、■■■■の南西側になります。

今回提出されました受付番号1番につきましては、申請書類等の審査、現地調査をしたところ、平成14年9月以前から宅地として使用されておりました。

以上のことから、受付番号1番につきましては、茨城県が発行している「農地法関係事務処理の手引き（農地転用関係）」に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると思えますので、非農地証明を発行しても差し支えない案件と思われま

す。各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。書類審査及び現地確認の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第4号受付番号1番について、ご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第4号について、非農地証明を発行することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議長 (中山会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第4号は非農地証明を発行することに決定いたしました。

1. 議長 (中山会長)

続いて、議案第5号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について (利用権設定)」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局 (大久保事務局長補佐)

それでは議案第5号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について (利用権設定)」をご説明いたします。14ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、田が26筆で、72, 753㎡、畑が5筆で、8, 792㎡、合計31筆、81, 545㎡です。貸し手が10人で、借り手が8人となります。

次に更新案件ですが、田が39筆で、116, 985㎡、畑が2筆で、4, 014㎡、合計41筆、120, 999㎡です。貸し手が17人で、借り手が12人となります。

合計では、田が65筆で、189, 738㎡、畑が7筆で、12, 806㎡、合計72筆、202, 544㎡です。貸し手が27人で、借り手が20人となります。

権利の設定開始は、令和6年3月1日からとなります。

詳細につきましては、15ページから18ページの農用地利用権設定計画一覧をご覧ください。

説明は以上です。

1. 議長 (中山会長)

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。17ページの受付番号52番から54番は文随推進委員、受付番号55番から59番は9番岡野委員、受付番号60番から68番は2番菊地職務代理者、受付番号69番から72番は6番、私、中山が議事参与の制限となっております。したがって、5つに分けて審議を進めてまいります。まず、受付番号1番から51番までについて審議いたし

ます。ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長 (中山会長)

質問がないようですので採決いたします。議案第5号の受付番号1番から51番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長 (中山会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第5号の受付番号1番から51番については原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長 (中山会長)

続いて、受付番号52番から54番について審議いたします。文随推進委員の退席をお願いします。

(文随推進委員退席)

1. 議 長 (中山会長)

それでは審議します。受付番号52番から54番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

1. 議 長 (中山会長)

質問がないようですので採決いたします。議案第5号の受付番号52番から54番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長 (中山会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第5号の受付番号52番から54番については原案のとおり許可することに決定いたしました。文随推進委員の復席をお願いします。

(文随推進委員復席)

1. 議 長（中山会長）

続いて、受付番号55番から59番について審議いたします。9番岡野委員の退席をお願いします。

（岡野委員退席）

1. 議 長（中山会長）

それでは審議します。受付番号55番から59番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第5号の受付番号55番から59番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第5号の受付番号55番から59番については原案のとおり許可することに決定いたしました。岡野委員の復席をお願いします。

（岡野委員復席）

1. 議 長（中山会長）

続いて、受付番号60番から68番について審議いたします。2番菊地職務代理者の退席をお願いします。

（菊地職務代理者退席）

1. 議 長（中山会長）

それでは審議します。受付番号60番から68番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第5号の受付番号60番から68番に

ついて、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長 (中山会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第5号の受付番号60番から68番については原案のとおり許可することに決定いたしました。菊地職務代理者の復席をお願いします。

(菊地職務代理者復席)

1. 議 長 (中山会長)

続いて、受付番号69番から72番について審議いたしますが、6番、私、中山が議事参与の制限となっておりますので、菊地会長職務代理者に議長を交代いたします。菊地会長職務代理者よろしくお願ひいたします。

(中山会長から菊地会長職務代理者に議長席を交代する)

1 議 長 (菊地会長職務代理者)

議案第5号の受付番号69番から72番につきましては、中山会長が議事参与の制限となっておりますので、私、菊地が議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、中山会長は退席をお願いいたします。

(中山会長退席)

1 議 長 (菊地会長職務代理者)

それでは、議案第5号の受付番号69番から72番につきまして審議いたします。

受付番号69番から72番についてご質問のある方は挙手願ひます。

(挙手なし)

1 議 長 (菊地会長職務代理者)

質問がないようですので、採決いたします。議案第5号の受付番号69番から72番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1 議 長 (菊地会長職務代理者)

ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により議案第5号の受付番号69番から72番は原案のとおり許可することに決定いたしました。

審議が終了しましたので、中山会長の復席をお願いします。

(中山会長復席)

1 議長（菊地会長職務代理者）

中山会長が議事参与の制限となっております、受付番号69番から72番につきましては、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ここで、議長を中山会長と交代させていただきます。

(菊地会長職務代理者から中山会長に議長席を交代する)

1 議長（中山会長）

それでは、引き続き議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上審議の結果、議案第5号は全て原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の（案）を削除願います。

1. 議長（中山会長）

続いて、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第6号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を説明いたします。19ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が1筆で、4,310㎡です。貸し手が1人、借り手が1団体となります。

権利の設定開始は、令和6年3月1日からとなります。

詳細につきましては、20ページの農用地利用権設定計画一覧（農地中間管理事業）をご覧ください。

説明は以上です。

1. 議長（中山会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。
議案第6号について、ご質問のある方の挙手をお願いします。
(挙手なし)

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
(全員挙手)

1. 議長（中山会長）

はい、ありがとうございます。議案第6号は全員賛成により、原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の（案）を削除をお願いします。

1. 議長（中山会長）

続いて、議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を説明します。こちらにつきましても21ページの農用地利用集積等促進計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が1筆で、4,310㎡です。貸し手が1人、借り手が1人となります。

権利の設定開始は、令和6年3月1日からとなります。

詳細につきましては、22ページの農地中間管理事業 農用地利用集積等促進計画（案）一覧をご覧ください。こちらにつきましては、市から意見を求められているものでございます。

説明は以上です。

1. 議長（中山会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。議案第7号の受付番号1番は、10番榎田委員が議事参与の制限となっておりますので、榎

田委員の退席をお願いします。

(榎田委員退席)

1. 議 長 (中山会長)

それでは審議します。議案第7号の受付番号1番について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

1. 議 長 (中山会長)

質問がないようですので採決いたします。議案第7号の受付番号1番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議 長 (中山会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第7号の受付番号1番については原案のとおり承認することに決定いたしました。榎田委員の復席をお願いします。

(榎田委員復席)

1 議 長 (中山会長)

以上審議の結果、議案第7号は原案のとおり承認することに決定いたしました。資料の(案)を削除をお願いします。

1. 議 長 (中山会長)

議案は以上でございます。続いて、報告事項に入ります。報告事項1件について一括して事務局より報告願います。

1. 事務局 (千葉事務局長)

報告事項①「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」をご報告いたします。議案書は23ページから27ページをご覧ください。

今回の合意解約は22件となります。

解約理由は、土地所有者本人が自作するためのものが15件、耕作者変更のためのものが7件となっております。

報告は以上です。

1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。

以上で本日予定しました議案は、すべて終了しました。

これで、2月定例総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

上記会議の次第を記載し、相違ないので署名押印する。

令和6年2月13日

つくばみらい市農業委員会

議長 ①

議事録署名委員 ①

議事録署名委員 ①